

高崎市私立学校結核健康診断補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第60条の規定に基づき、法第53条の2第1項に規定する結核に係る定期の健康診断（以下「結核健康診断」という。）の事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金の交付を行うものとし、当該補助金の交付については、法及び高崎市補助金等交付規則（昭和39年高崎市規則第46号）の規定によるほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 この補助金の対象者は、学校（大学（大学院を除く。）、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校をいい、国、群馬県又は高崎市の設置する学校及び修業年限が1年未満の学校を除く。以下同じ。）の入学した年度の学生又は生徒に対して、結核健康診断を行った学校の設置者とする。

(交付額の算定方法)

第3条 この補助金の交付額は、次の手順により定めるものとする。

- (1) 学生又は生徒1人当たり506円を乗じて得た額と結核健康診断のうち胸部X線検査に要した費用を比較し、いずれか少ない方を選定する。
- (2) 前号の規定により選定された額と、結核健康診断に要した事業費から寄附金その他の収入額を控除した額と比較して、いずれか少ない方の額を補助基本額とする。
- (3) 前号の規定により算定された補助基本額に3分の2を乗じた額を交付額とする。ただし、算出された額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

(交付の申請手続)

第4条 この補助金の交付申請は、補助を希望する学校の設置者（以下「補助事業者」という。）が、交付申請書（様式第1号）その他市長が必要と認める書類を結核健康診断終了後速やかに市長に提出して行うものとする。

2 前項の交付申請を補助事業者以外の者が行う場合は、委任状（様式第2号）を併せて提出するものとする。

(交付の決定)

第5条 市長は、前条に定める交付申請に基づき当該補助金の交付決定を行うものとする。

2 前項の交付決定の結果は、市長が補助事業者に対して交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(補助金等の返還)

第6条 市長は、補助事業者が偽りの申請その他の不正な手段により補助金の交付を受けたときは、当該補助金の返還を命ずることができる。

2 市長は、前項の規定により、補助金の返還を命じた場合は、速やかにその旨を補助事業者に通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。